

# 第15回入善町農業委員会議事録

平成24年10月3日午後1時30分から第15回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	4番 長田昭	5番 小澤吉孝
6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 高見敏明	15番 佐藤一仁	17番 福島信子	18番 若島せつ子

欠席委員 2名

3番 泉征幸	16番 米山義隆
--------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第47号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第48号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第49号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第50号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さんお疲れ様です。最近やっと涼しくなって秋らしくなってきたなと思っていたのですが、今日はまた暑くなりました。

今年の米の作柄については、後ほど、酒井委員から説明していただきたいと思いますが、個人的には、刈り取りが遅かった米については、品質が落ちてきている感じがしました。

現在、新大正もちを刈っていますが、収量については、反当たり、1俵ほど多くとれています。逆に、コシヒカリについては、反当たり1俵近く少なくなっているそうですから、逆転の現象が起きています。どうしてそのようになるのか、ぜひ調査していただきたいところです。

本日は案件が多いですが、慎重審議のほど、よろしく願います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第15回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。12番酒井委員と14番高見委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は5件の申請があります。

申請番号1番と2番は同じ事業を利用して行われる申請ですので、合わせて説明します。

申請番号1番、農地の所在地は、蛇沢〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇、五郎八〇〇-〇〇で、計9筆。現況地目、公簿地目ともに全て田、合計面積は21,806㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町板屋〇〇番地の農事組合法人〇〇です。

続いて申請番号2番、農地の所在地は、墓ノ木〇〇-〇〇、墓ノ木〇〇、墓ノ木〇〇-〇〇、墓ノ木〇〇-〇〇、墓ノ木〇〇-〇〇、墓ノ木〇〇で、計6筆。現況地目、公簿地目ともに全て田、合計面積は5,982㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町墓ノ木〇〇番地の農事組合法人〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。

町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業を行っています。農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。

この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、所得税等の譲渡所得において、800万円の特別控除を受けることができます。

この申請は、譲渡人である公益社団法人富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住するそれぞれの認定農業者が農地を買い受け、経営規模の拡大をするものです。

まず、申請番号1番の許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は1km未満で、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員は全て5年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、通年にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は33,866㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、申請番号2番の許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は200m以内で、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員は全て30年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、通年にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は569,789.59㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続いて、申請番号3番と4番は同じ譲渡人による申請なので合わせて説明します。

申請番号3番、農地の所在地は、上飯野〇〇番、上飯野〇〇番、上飯野〇〇番で、計3筆。現況地目、公簿地目ともに全て田、合計面積は3,945㎡です。

譲渡人は、北海道函館市〇〇町〇〇番〇〇号の〇〇さん外6名で、譲受人は、入善町上飯野〇〇番地の〇〇さんです。

申請番号4番、農地の所在地は、上飯野〇〇番〇〇で、計1筆。現況地目、公簿地目ともに田、面積は1,000㎡です。

譲渡人は、同じく北海道函館市〇〇町〇〇番〇〇号の〇〇さん外6名で、譲受人は、入善町東狐〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人である〇〇さん外6名は、最近、当該農地を相続しました。しかし、県外在住のため耕作することができず、当該農地の近くに住むそれぞれの農家に売り渡すこととなりました。

まず、申請番号3番の許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は約500mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は6,558㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、申請番号4番の許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は約1kmで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が60年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は35,142㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

最後に、申請番号5番、農地の所在地は、小摺戸〇〇-〇〇で、計1筆。現況地目、公簿地目ともに田、合計面積は3,279㎡です。

譲渡人は、入善町上飯野新〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は、入善町小摺戸〇〇番地の株式会社〇〇です。

先月の議案第45号、農地法第5条の転用申請において、譲受人である株式会社〇〇の農業用施設敷地について、説明いたしましたが、当該農地はその施設敷地以外の残地になります。

株式会社〇〇は、1筆全部を譲り受けて、一部は農作業用施設用地として転用し、残りの部分は農地のまま譲り受けて耕作します。この申請は、その農地の部分を譲り受けるための申請です。

次に許可要件の確認ですが、農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、譲り受ける農地は株式会社〇〇の隣接地であるため通作に支障はないこと、法人の構成員が20年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、通年にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は34,471㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上5件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

私は、申請番号1番、3番、4番の確認をしました。まず、1番についてですが、これらの農地は、現在は、富山県農林水産公社が所有していますが、もとは〇〇さんという方の所有地でした。富山県農林水産公社の農地保有合理化事業を活用して、農事組合法人〇〇へ田を売買したいとのことでした。9筆ある申請地を全て見て回り、確認してきましたが、問題はありませんでした。

続けて3番と4番についてですが、もとの所有者が亡くなり相続された土地ですが、相続人はみんな北海道など県外の方で、耕作できないため、地元の方に譲り渡したいとのことです。申請地近くに住む、〇〇さんと〇〇さんの2人で譲り受けるということです。現地も確認しましたが、許可してよい案件だ

と思います。

寺崎委員

申請番号2番は私が確認しました。以前から当該農地は、譲受人である農事組合法人〇〇が耕作していた土地です。農事組合法人〇〇は、墓ノ木地区で大きな面積を耕作する農業生産法人ですので、申請については問題ないと考えます。

福澤委員

申請番号5番について確認しました。譲受人である株式会社〇〇の〇〇さんは、今年初めに法人化し、株式会社として、これから経営規模を拡大していこうとしているところです。問題のない申請と考えますので、よろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

確認ですが、申請番号1番の譲受人である〇〇は、農地を取得できる団体なのでしょうか。

事務局

農事組合法人〇〇は、農業生産法人ですので、農地を取得できます。球根栽培を中心に行っていますが、水稲も経営していますので、田として譲り受けることに問題はありません。

酒井委員

申請番号3番の譲受人は、現在の自作地が0㎡となっていますが、農地を譲り受けて農業をされるということでしょうか。

事務局

現在の借受による耕作面積と、今回譲り受ける農地面積を合計すると50aを超え、一定程度の面積を耕作することになります。

松原委員

申請番号3番の譲受人は、以前、自分の所有する農地を、全て耕作してもらい利用権を設定していたように思います。農業用機械などは、既に処分してしまっているのではないのでしょうか。

事務局

農業用機械等は、自分で所有しているものでなく、リース等でも構いません。農業を行うために必要な農機具を、所有していたり、借り受けていたりしてそろえていけば、耕作を行うことができると判断できます。

松原委員

確かに、リースで農業用機械をそろえ、耕作を行うと申請すれば、要件を満たすと判断できます。しかし、自作地がないような場合は、本当に農機具を調達し農業を行うのかどうか、申請だけでなく、実際に確認してみるなどの方がよいのではないのでしょうか。

佐藤委員

この案件については、将来的な農地のことを考えると、地域の方に所有し管理してもらうのがよいのではないのでしょうか。相続により県外の方が数人で所有していても、耕作は預けるしかないでしょうし、管理も難しくなり、耕作放棄地にならないとも限りません。譲受人がいずれ耕作しなくなり、担い手農家に委託することになるとしても、農地はしっかり管理されると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第47号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第47号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請です。

申請番号1番、申請地は入善町八幡〇〇-〇〇、八幡〇〇-〇〇 計2筆、2筆とも台帳地目は田、現況地目は宅地で、合計面積は82㎡です。申請者は入善町八幡〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農家住宅敷地拡張」です。

申請者の〇〇さんは、農作業の効率化のため、農作業場兼農機具格納庫およびビニールハウス等の資材置場が必要となり、自宅敷地を拡張し、また不整形で凹凸のあった宅地と田の境界を直線にし、管理作業をしやすくする計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1のイの（イ）のeの（e）による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

なお、宅地であった部分の83.04㎡は、田として活用する計画であることから、後の議案第50号で、農用地区域への編入申請をしています。

申請地の農振農用地からの除外については、八幡〇〇-〇〇が昭和〇〇年11月25日に除外済み、八幡〇〇-〇〇が平成24年〇〇月〇〇日に除外予定であり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったために、農地転用の許可を得ないまま、既に申請地を農機具格納庫や農業用資材置場として利用していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

眞岩委員

現地確認等は、私がいたしました。八幡〇〇-〇〇については、入り組んだ地形となっておりますので、それを耕作しやすいように整備し直してしまったということです。八幡〇〇-〇〇については、昭和53年頃に農作業場兼農機具格納庫を建設した際に、農地にはみ出して建設してしまったものとのことです。〇〇さんは長男に、宅地を含め、全所有地を生前贈与する計画があり、この機会に、無断転用になっている土地について正式な手続をとり、整理したいとのことでした。よろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第47号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第48号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第48号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は4件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は入善町上野〇〇-〇〇、計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は482㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、同じく入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は一般住宅敷地で、転用形態は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、実家で両親と同居していますが、子どもの成長に伴い、現在、住んでいる家が手狭になったことにより、家を新築する予定ですが、将来的に両親の面倒をみる考えであり、実家に近い場所で母から土地を借り受け、一般住宅を新築する計画を立てたことから今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が一般住宅敷地であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種



農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であり、申請面積は482㎡で、一般住宅の基準面積を超えていないことから、申請面積も適当であると思われます。

申請地は、平成24年〇〇月〇〇日に農振農用地から除外される予定であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は入善町青島〇〇、青島〇〇-〇〇、青島〇〇、青島〇〇の計4筆、台帳地目は雑種地及び田、現況地目は田で、合計面積は4,962㎡です。譲渡人は入善町青島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇株式会社です。転用目的は「宅地分譲地」で、転用形態は所有権移転です。

申請者の〇〇株式会社は、住宅建築の請負や不動産業などを行う業者であり、現在、申請地に宅地分譲地12区画の宅地造成を行う開発行為を計画していることから、今回の申請となりました。

申請地は、国道8号線に近い交通の便がよく、近隣にはショッピングセンターがあり、生活する上で大変利便性が良く、住宅ニーズの高い場所であることから、住宅開発に適した場所です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができること、また、農地の代替性は問われないことから、農地の区分と転用目的、及び代替性については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、開発業者の資金計画書、事業着手に関する取締役会議事録、開発行為許可申請書類の写し、排水計算書のほか、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書、生産組合長の同意書も添付されており、申請に必要な書類と諸条件が全て整っていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて申請番号3番、申請地は入善町君島字〇〇-〇〇計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は410㎡です。譲渡人は入善町君島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地〇〇〇〇住宅〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、転用形態は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、妻と子供と町営住宅に入居していますが、子どもが増えたため、住宅を新築する予定ですが、将来的に両親の面倒をみる考えであり、妻の父の土地を借り受け、妻の実家に近い場所で一般住宅を新築する計画をたてたことから今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が一般住宅敷地であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であり、申請面積は410㎡で、一般住宅の基準面積を超えていないことから、申請面積も適当であると思われます。

申請地は、平成24年〇〇月〇〇日に農振農用地から除外される予定であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号4番、申請地は、入善町上飯野〇〇-〇〇で、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,011㎡です。譲渡人は、入善町上飯野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町下飯野新〇〇番地の株式会社〇〇です。本案件は一時転用であり、転用目的は資材(土砂)置場で、転用形態は賃貸借権の設定です。

申請者の株式会社〇〇は、北陸新幹線建設工事の下請負で土砂運搬業務を行う予定ですが、土砂の仮置場が必要となり、運搬作業の効率化のため自社に近い場所で土地を確保しようと計画したことから、

今回の一時転用の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「土砂の仮置きに伴う工事用地としての一時利用」であり、運用通知第2の1のアの（イ）のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書および、土地賃貸借契約書案も添付されています。

なお、9ヶ月間の工事期間完了後は、農地を原状回復することから、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのない一時的な利用に該当すると判断できるため、農振除外の必要はありません。

以上、4件になります。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号1番について、確認しました。譲受人の〇〇さんは、現在、申請地の隣接地である上野〇〇に、両親等と同居していますが、子どものこともあり、実家と別に新居を建てたいとのことでした。実家の敷地に新しい住宅を建設するスペースはないため、隣接する農地を利用したいとのこと。現場を確認しましたが、特に問題はないと考えます。

綿委員

私は申請番号2番と3番の確認をしました。まず2番ですが、当該農地は、都市計画法の用途地域が指定されている土地で、〇〇株式会社が宅地分譲地にするという計画です。用途地域であり、隣接地には団地もありますから、宅地開発に問題のない土地だと考えます。

続いて申請番号3番について、譲受人の奥さんと譲渡人は親子であり、町営住宅で生活していましたが、子どもも大きくなってきたので、住宅を新築したいとのこと。当該農地は、ちょうど住宅の陰になり、耕作に適さない農地でしたので、親から使用貸借して住宅を建設する計画です。以上です。

長田委員

申請番号4番は、私が確認しました。株式会社〇〇が、一時的な土砂置場として利用したいとのこと。利用期間終了後は、きちんと農地に復旧するというとのことでしたので、現地も確認し問題ないと考え、確認印を押しました。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

私から、1点確認ですが、申請番号2番について、申請地南側の隣接地に、青島〇〇という空き地がありますが、この土地は農地なのでしょうか。もし農地だとすれば、今回の転用申請により、耕作に支障が出るのではないのでしょうか。

事務局

申請地の南側にある青島〇〇は、既に転用されており、分譲宅地となっていますので、問題はありません。

高見委員

確認なのですが、申請番号4番の一時転用というのは、期限付きの転用なのですか。

事務局

その通りです。この案件については転用期間は9ヶ月間となっており、期間終了後は、農地に復旧しなければならない、という条件で転用するものです。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号4番といえば、土砂置場となる申請地までの進入路はどうするのでしょうか。見たところ、前面道路から離れているようですが。

事務局

申請地と前面道路との間に、細長い雑種地の部分があります。上飯野〇〇と上飯野〇〇の宅地との間の土地ですが、ここから土砂を運搬することができます。また、申請地は、株式会社〇〇の既存地と北西側がつながっていますので、既存地を通り抜けて進入することもできます。

福澤委員

私も申請番号4番に関して、お願いがあるのですが、申請地への土砂の運搬には、県道を利用すると思います。県道は交通量の多い、皆が利用する道路ですから、トラックでの運搬により、砂利が落ちたり、道路に土汚れが残ったりしないようにお願いします。道路が汚れた場合は責任を持って清掃する、運搬道路の管理をしっかりとるように、譲受人である運輸会社に対し、地区の農業委員の方は、監視していただきたいと思います。

事務局

運輸会社に対して転用許可を出す段階で、町からも指導させていただきます。

福澤委員

よろしくをお願いします。特に町からは、農業委員会において、道路の適切な管理をするよう要望があったことを、きちんと伝えていただきたいと思います。

寺崎委員

土砂運搬の話に関連してなのですが、新屋地区で陸砂利採取をしていたのは、皆さん覚えていらっしゃると思います。その時は、やはりトラックで砂利を運搬しましたが、トラックの往来によってできた町道の陥没を、砂利採取業者さんに修復していただきました。許可を出す際にしっかり指導してあれば、業者さんは適切な対応をしてくれると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第48号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第49号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から

朗読と説明をお願いいたします。

## 事務局

議案第49号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成24年10月3日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規が2件、更新が88件で、合計90件の申請があります。

まず、新規の利用権設定です。新規の利用権設定は、借受人が全て農事組合法人〇〇のもので、許可要件については、まとめて説明いたします。

申請番号1番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積6,339㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号2番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積20,312㎡、貸付人は兵庫県尼崎市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇外1名、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

以上2件の許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は農業生産法人であり、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は農業生産法人であるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、利用権の設定等を受ける全ての土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たし、問題ないと考えます。

また、これら2件は、利用権の設定としては新規ですが、以前から同じ農事組合法人〇〇に耕作を委託していたもので、農地の所有者は前年に耕作をしていないため、例え農地利用集積円滑化団体に白紙委任して利用権設定をしたとしても、農地集積協力金の対象にはならないものです。

続いて更新です。

申請番号3番から8番は、借受人が全て〇〇さんのものですので、まとめて説明いたします。

申請番号3番。八幡〇〇、横山〇〇-〇〇、横山〇〇、横山〇〇-〇〇、横山〇〇-〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積10,113㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,000円で期間は10年です。

申請番号4番。横山〇〇、地目は田、計1筆で面積754㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,000円で期間は10年です。

申請番号5番。横山〇〇、地目は田、計1筆で面積489㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,200円で期間は10年です。

申請番号6番。横山〇〇-〇〇、横山〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積239㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,200円で期間は10年です。

申請番号7番。横山〇〇-〇〇、横山〇〇〇〇-〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積2,873㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,200円で期間は10年です。

申請番号8番。横山〇〇、地目は田、計1筆で面積1,193㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地〇〇の〇〇分〇〇外、借受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,000円で期間は10年です。

以上6件の許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合して

いると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は、現在の経営面積が245,540㎡あり、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

続いて、申請番号9番から88番までは、全て借受人が、農事組合法人〇〇の利用権設定ですので、許可要件については、まとめて説明いたします。

申請番号9番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計6筆で合計面積18,776㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号10番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積10,268㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号11番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計7筆で合計面積19,700㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇分〇〇外、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号12番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積14,880㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号13番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積6,863㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号14番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積13,694㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号15番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積11,429㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号16番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積14,127㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号17番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積5,495㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号18番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,685㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇外3名、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号19番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積728㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇外1名、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号20番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,148㎡、貸付人は朝日町舟川新〇〇-〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

す。

申請番号21番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇-〇〇、地目はすべて田、計6筆で合計面積17,873㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号22番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積13,242㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号23番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積12,368㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号24番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積133㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇外1名、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号25番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積21,735㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号26番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積4,030㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号27番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇-〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積7,590㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号28番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積9,602㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号29番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積3,076㎡、貸付人は埼玉県川口市〇〇-〇〇の〇〇分〇〇外、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号30番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積7,852㎡、貸付人は埼玉県川口市〇〇-〇〇の〇〇分〇〇外、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号31番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,972㎡、貸付人は富山市〇〇-〇〇-〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号32番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積4,925㎡、貸付人は朝日町〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号33番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積11,004㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号34番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積13,114㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号35番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積8,263㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号36番。古黒部〇〇-〇〇、地目は田、計1筆で面積1,591㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10

年です。

申請番号37番。古黒部〇〇-〇〇、地目は田、計1筆で面積2,541㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号38番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,852㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号39番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積4,103㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号40番。古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積7,095㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号41番。古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積6,771㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号42番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積341㎡、貸付人は千葉県松戸市〇〇〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号43番。古黒部〇〇-〇〇、地目は田、計1筆で面積72㎡、貸付人は京都府京都市左京区〇〇町〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号44番。古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積7,686㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号45番。古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積6,056㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号46番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,851㎡、貸付人は滑川市〇〇〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号47番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積726㎡、貸付人は富山市〇〇〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号48番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積745㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号49番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,904㎡、貸付人は朝日町〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号50番。古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積13,798㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号51番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,606㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号52番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,172㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号53番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積4,638㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号54番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,740㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号55番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積437㎡、貸付人は入善町青島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号56番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積5,824㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号57番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積95㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号58番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積7,252㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号59番。古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇-〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積5,856㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号60番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積4,861㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号61番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積6,769㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号62番。古黒部〇〇、古黒部〇〇-〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積5,380㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号63番。古黒部〇〇-〇〇、地目は田、計1筆で面積1,400㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号64番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,704㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号65番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,304㎡、貸付人は黒部市〇〇〇〇-〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号66番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積5,461㎡、貸付人は入善町入膳〇〇番地の〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号67番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積8,848㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号68番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積4,212㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号69番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,446㎡、貸付人は朝日町〇〇〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号70番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積780㎡、貸付人は入善町椋山〇〇番地の〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。



申請番号71番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積600㎡、貸付人は奈良県奈良市〇〇〇〇-〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号72番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積22,566㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号73番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積9,095㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号74番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,476㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号75番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,588㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号76番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,472㎡、貸付人は入善町藤原〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号77番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積930㎡、貸付人は入善町春日〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号78番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,994㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号79番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,268㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号80番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積4,682㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号81番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積5,158㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号82番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積194㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号83番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,148㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号84番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積2,220㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号85番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積969㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号86番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積3,847㎡、貸付人は朝日町〇〇〇〇-〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は10年です。

申請番号87番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,598㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は10年です。

申請番号88番。古黒部〇〇、地目は田、計1筆で面積1,048㎡、貸付人は富山市〇〇丁目〇〇番地〇〇〇〇号の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で

期間は10年です。

以上80件の許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は農業生産法人であり、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は農業生産法人であるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たし、問題ないと考えます。

なお、農事組合法人〇〇への利用権設定について、賃借料が、10a当たり20,000円と10,500円のものがありますが、貸付人の住所が古黒部地区かどうかによるものです。農事組合法人〇〇では、古黒部地区に住所のある貸し手は、10a当たり20,000円、それ以外の方は、10,500円と定めているそうです。

残りの2件は、借受人が全て有限会社〇〇のものでありますので、まとめて説明いたします。

申請番号89番。中沢〇〇、地目は田、計1筆で面積2,570㎡、貸付人は入善町桐山〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は朝日町〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり15,100円で期間は10年です。

申請番号90番。中沢〇〇-〇〇、中沢〇〇-〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積5,636㎡、貸付人は富山市〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さん、借受人は朝日町〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり15,100円で期間は10年です。

以上2件の許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は農業生産法人であり、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は農業生産法人であるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、利用権の設定等を受ける全ての土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たし、問題ないと考えます。

以上、新規2件及び更新88件で計90件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

今回の利用権設定は、ほとんどが農事組合法人〇〇への案件ですね。再設定ということですが、農事組合法人〇〇は、設立してからまだあまり年数が経っていない法人だと思いますが、もう前回の利用権が期限切れとなるのですか。

事務局

農事組合法人〇〇が集積している古黒部南部地区は、ほ場整備事業が終了し、昨年やっと換地が終わったところです。以前、利用権設定されていた農地が換地により新しい地番になったため、利用権を設定し直すことになりました。

議長（鍋嶋 太郎）

ということは、今回の申請地の地番は、換地後の新しい地番ということですか。

事務局

そのとおりです。古黒部地区では、これまでの3反分に満たない小さな農地がほ場整備され、旧地番

が数筆集まって、約1町分の大きな農地になりました。

議長（鍋嶋 太郎）

古黒部地区全体で見ると、ほ場整備や換地は、どの程度終了したのですか。

事務局

今回、換地が終わり利用権設定の申請があったのは、県道入善・朝日線から南側の部分です。県道より海側の地域については、現在区画整備の工事中ですが、もう工事自体は終了したところが大部分となっているようです。換地については、まだまだこれからで、換地終了は、来年か再来年になると見込まれます。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第49号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第50号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第50号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。平成24年10月3日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成24年9月18日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が5件、編入の申請が1件あります。

まず受付番号1番。除外願出者は入善町上野〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町上野〇〇番地、〇〇さん外1名、この「外1名」というのは、夫婦の共有で、奥さんと二人で譲り受ける申請です。申請者は譲受人の妻の方の父にあたります。除外対象地は、上原地区上野〇〇-〇〇の内、地目は田、面積は330㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの出産を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さん夫妻は、現在、妻の実家近くの借家で生活していますが、子どもの出産を機会に、妻の父から申請地を借り受けて、実家の近所に自己の一般住宅を新築する計画です。

申請地は、住宅、2台分の駐車スペース、庭等として利用する計画であり、面積は500㎡以内と、一般住宅の基準を満たしています。

妻の実家の農作業を手伝うこと、将来的に両親の面倒を見たいと考えていることから、実家の近くで

建設する必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は幅員4m以上の町道に面し既存の宅地に隣接し、残地の営農について、取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、団体営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成5年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号2番。除外願出者は入善町東狐〇〇番地〇〇、〇〇さん、譲受人は、同じく入善町東狐〇〇番地〇〇、〇〇さんで、申請者と譲受人は親子になります。除外対象地は、飯野地区東狐〇〇・〇〇の内、地目は田、面積は500㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、結婚し子どもが生まれたため一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、実家で両親と同居していますが、結婚し子どもが生まれたため、父から申請地を借り受けて、実家の側に一般住宅を新築する計画です。

申請地は下水道に接続が可能で、住宅、カーポート、花壇等として利用するため必要最小限の面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらう必要があることから、実家付近で建設する必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は町道に面し既存の宅地に隣接し、残地の営農について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業

等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、農用地区域からの除外時には、工事完了から 8 年を経過することから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号 3 番。除外願出者は入善町東狐〇〇番地、〇〇、宗教法人です、譲受人は、入善町下飯野新〇〇番地、株式会社〇〇です。除外対象地は、飯野地区上飯野〇〇、地目は田、面積は 1,304 m<sup>2</sup>で、除外後の用途は資材置場敷地拡張です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、土砂の運搬を主として行う運送業者が、土砂等資材置場敷地の拡張が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の株式会社〇〇は、公共事業等に伴う工事用残土及び埋め戻し用の土砂の運搬を主として行う運送業者です。

既存敷地内にある土砂のストックヤードは既に一杯であり、現在、黒部市や朝日町の残土置場まで運搬しているため、町内の工事現場から非常に遠く不便です。そのため、既存地の隣接地に新たな土砂のストックヤードを確保し、運搬等の業務効率を上げる計画です。

申請地は、土砂のストックヤード、土砂の搬入・搬出スペースを空けるため配置上必要になる車両の駐車場として利用するため、必要最小限の面積と認められます。

土砂の資材置場等として既存地と一体的に利用することから、既存の資材置場敷地の隣接地である必要があり、既存地の隣接地において、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は、国道 8 号線と黒部川の堤防に囲まれた土地で、資材置場敷地全体として町道に面し集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの雨水排水に関して、側溝を設け農業用排水路へ排水することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、農用地区域からの除外時には、工事完了から 8 年を経過することから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号 4 番。除外願出者は入善町道古〇〇番地、〇〇さん、譲受人は、入善町道古〇〇番地の〇〇、特定非営利活動法人〇〇です。除外対象地は、飯野地区道古〇〇・〇〇、地目は田、面積は 1,372 m<sup>2</sup>で、除外後の用途は農作業所及び駐車場です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、障がい福祉サービスを提供する事業所が、農産物加工のための農作業所及び駐車場が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の特定非営利活動法人〇〇は、障がい者の自立生活支援や社会参加支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所です。

障がい者への就労機会の提供や知識・能力の向上に必要な訓練等を行っていますが、今後は、地域社会への貢献として農工商連携事業に参加するため、トウガラシなど、町内で生産された野菜等農産物の乾燥作業など、加工事業を行うことにしました。

そのため、乾燥機を備えた農作業施設と、天日による乾燥作業や種取作業、原材料及び製品の保管を行うためのビニールハウスを設置できる、農作業所が必要になりました。

また、現在、施設の駐車場として利用している土地は一時的な借地であり、返還しなければならないため、申請地に新たな駐車場敷地も確保する計画です。

申請地は、乾燥作業施設、ビニールハウス3棟、30台分の駐車場として利用するため必要最小限の面積です。

農作業所や駐車場は既存の福祉施設と一体的に利用することから、既存地の隣接地が最も適しており、既存地の隣接地において、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は敷地全体として町道に面し既存の宅地に隣接し、周囲の農地について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約76.6ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は1,372㎡であり、除外後においても所有等農地は76.5ヘクタールを維持する（農業経営面積0.2パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、平成24年度において新たに4.7ヘクタールの利用権設定を行い農業経営を拡大することから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は発生せず、雨水排水は、側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、農用地区域からの除外時には、工事完了から8年を経過することから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号5番。除外願出者は入善町小摺戸〇〇番地、〇〇さん外1名、この「外1名」というのは、この案件は申請地が3筆あり、所有者が2名いるためです。譲受人は東京都港区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇株式会社です。除外対象地は3筆あり、小摺戸地区小摺戸〇〇の内、〇〇の内、〇〇・〇〇で、地目は全て田、面積は3筆合計で2,588㎡、除外後の用途はバルブステーション敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、天然ガスパイプラインの敷設に伴い安全施設であるバルブステーションの設置が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇株式会社は、国内において、新潟県の天然ガス田を供給源として、関東甲信越地方に渡る広域パイプライン網を活用し、一般家庭用や商業用・工業用に天然ガスの供給を行っています。

この度、現在、糸魚川市まで供用されているパイプラインを富山市まで延長し、安全かつ安定的にガスを供給する計画です。

パイプラインには、約 20km に 1 か所、災害等緊急時におけるガスの遮断や、遮断されたガスの放散、ガスの圧力や流量等を計測するための、バルブステーションと呼ばれる安全施設を設置する必要があります。

入善町においては、パイプライン自体は新幹線の側道の下に埋設する計画ですが、その沿線に 1 か所バルブステーションを設置する必要があり、新潟県側、黒部市側の他のバルブステーションとの距離の関係から、小摺戸地区の申請地が選定されました。

申請面積は、バルブステーション施設、施設の維持管理用スペース、パトロール車両等の駐車スペース等として利用するため、必要最小限の面積と認められます。

パイプラインの沿線において、両方向の他のバルブステーションとの位置関係から、小摺戸地区の農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は町道に面し 50m 以内に宅地が存在し、残地の営農について、取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約 8.6 ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は 2,588 m<sup>2</sup> であり、除外後においても所有等農地は 8.3 ヘクタールを維持する（農業経営面積 3.0 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、平成 24 年度において新たに 1.6 ヘクタールの利用権設定を行い農業経営を拡大することから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの雨水排水に関して、敷地内に側溝を設け、隣接する東側の農業用排水路へ排水することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営ほ場整備事業の実施済地ですが、昭和 50 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に、編入の申請です。

除外は、田などの農地を農用地区域から外し、宅地などに利用できるようにすることですが、編入はその逆で、宅地等を農用地区域に含め、農業上の用途に利用する申請です。

今回は、1 件の申請があります。

受付番号 1 番、編入願出者は、入善町八幡〇〇番地の〇〇さん、編入対象地は、横山地区八幡〇〇-〇〇、地目は宅地、面積は 83.04 m<sup>2</sup>、編入後の用途は田、編入する理由は、農地として利用する土地が、10ha 以上の規模の集団的に存在する農用地に該当するため、です。

この案件は、議案第 47 号、農地法第 4 条の転用申請と関連があります。

申請者の〇〇さんは、不整形であった農地と住宅敷地の境界を直線にし、農作業をしやすくするため、田の一部を宅地とし、宅地の一部を田として利用することにしました。田の一部を宅地化し、ビニールハウス等の資材置場として利用するというのが、農地法第 4 条の転用申請でした。

この申請は、逆に、もとの住宅敷地の一部を田に戻し、農地として利用するための申請です。

農地に戻すことで、10ha 以上の規模の集団的な農用地の一部となることから、農振法第 10 条第 3 項第 1 号に該当するため、農用地区域に編入します。

以上、除外が 5 件、編入が 1 件になります。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

綿委員

受付番号4番についてですが、除外後の用途が農作業所となっていますが、以前の案件で、農業生産法人が農業用施設用地として利用する申請で、除外ではなく軽微な変更としていたと思いますが、この案件は、用途区分の変更にはならないのでしょうか。

事務局

除外後の用途として、農作業所だけではなく、福祉施設自体の駐車場もあり、駐車場の面積が半分以上を占めていますので、軽微な変更には該当しません。また、既存敷地に隣接していますので、農作業所のみだとしても、敷地拡張となり、農振除外が必要になります。

酒井委員

受付番号3番について、申請地の所有者は宗教法人の〇〇ですが、所有地の譲り渡しに当たって、神社本庁の許可等は必要ないのでしょうか。

事務局

農振除外の段階ではまだ必要ないと思いますが、いずれ所有権移転登記をする際には、神社本庁の許可が必要と思われます。

議長（鍋嶋 太郎）

受付番号5番に関連して、天然ガスのパイプライン埋設工事は、現在、どのような段階なのですか。

事務局

工事自体は、まだ始まっていません。現在、ボーリング調査を行っているそうです。

寺崎委員

〇〇株式会社と入善町とで、パイプライン工事についての地区説明会も行われました。新幹線の側道にパイプラインを埋設し、将来は、富山市の〇〇に天然ガスを供給する計画だそうです。

松原委員

今回申請のバルブステーションに関しては、冬場の除雪や雨水等の排水、雑草管理など、まだ様々な問題があり、協議している最中です。

寺崎委員

それにしても、黒部川はどうやって横断するのでしょうか。パイプを、新幹線の橋に沿って設置するのでしょうか。

松原委員

黒部川は、川の下約15mの所にパイプを埋設するそうです。黒部市側からシールド工法で、直径2mほどのトンネルを掘り、そこに直径40～50cmほどのパイプを通すとのこと。

福澤委員

新屋地区では、パイプラインが実際に埋設される集落を対象とした地区説明会が行われたそうですが、ガス開発の業者さんには、地区住民への十分な説明をお願いしたいと思います。天然ガスですから、漏れたりして危険はないのか、という不安が当然ありますから、今後も説明会等を開催して、地域住民に安心を与えるような十分な説明をお願いしたいところです。

議長（鍋嶋 太郎）

農業委員会としては、農振除外や転用申請について、バルブステーション等の施設が、周囲の農地に



影響を与えないか、大きな施設ですから、雨水排水により農業用水路等土地改良施設への影響はないか、といった観点で審議を行っていくことになるでしょうね。

さて、他に何かございませんか。今回は編入申請もありますが、以前は、転作面積の関係から、新規開田にあたる編入は認められていなかったように思います。

松原委員

平成12年の段階では、全国で2例しかなかったと聞いたことがあります。

福澤委員

転用により農地が減少している今となつては、農用地区域が増加するのは、歓迎されることでしょうね。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 50 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採択することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

事務局より、ご案内があります。

お手元の資料のとおり、11月15日、木曜日の午後1時から、とやま自遊館にて、富山県農業委員等研修大会が開催されます。研修事項については、裏面のよう、前農林水産審議官である山田修路氏によるTPP関係の講義等です。当日は、役場前からマイクロバスを手配しますので、一緒に現地に向かいたいと思います。出発時間等については、次回の農業委員会において、詳細をご連絡いたします。

また、これは注意喚起であります。舟見地区においてクマの足跡が発見されております。場所は、舟川より黒部側の住宅街にある畑です。町ではしばらくの間、朝晩パトロールを実施します。皆さんも十分気をつけていただきたいと思います。

酒井委員

私から発言させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど、会長からご案内のありました通り、今年度の米の検査状況について、概略を申し上げます。

現在、てんこもりともち米が残っているくらいで、刈取りはほぼ終わっています。その中で、米の等級ですが、一昨年の平成22年に次ぐほど悪くなっています。昨日の検査が終わった段階で、入善町、朝日町を合わせた数字で一等米比率58.8パーセントとなっています。入善町のみでいえば56パーセント台でありました。先週の金曜日の段階では、まだ60パーセント台だったのですが、今から検査する米は、ほとんどが2等米、悪いものは、3等米になると思われま。

県下の状況に目をやりますと、アルプス農協は、新川地区で最も良い数字です。くろべ農協は、もみ殻がついたままの米を貯蔵して、必要な時に取り出すことができる、カントリーエレベーターという施設で出荷する米がほとんどですので、リアルタイムに数字が出ないため等級の比較はできません。魚津

農協は、50パーセント台という連絡を受けています。

県内の呉西地区では、等級比率は良いようですので、富山県全体の等級比率は、70パーセント台に収まりそうです。

県外の状況では、新潟県において、上越では50パーセント台、さらに北の方では、60～70パーセント台です。

この等級の下がった原因については、9月15日以降に刈られた米に胴割れの多かったことが、挙げられます。9月15日より前に刈られた米に関しては、胴割れこそ少なかったものの、心白や乳白、背白が見られました。

入善町内の10地区においては、上原地区が最も1等米比率が低く、35パーセントくらいでした。次いで低い地区が入善地区と青木地区でした。

最も一等米比率の高い地区は舟見地区で、82パーセントです。次いで高いのが、野中地区、横山地区、小摺戸地区です。新屋地区は、かなり胴割れが多いようです。

この状況については、一昨年と同様、記録的な猛暑、高温が主な原因であります。このような猛暑が今年で終わるとも限りませんので、今年のような1等米比率を何年も計上することのないよう、技術者で研究し、解決策を提示していかなくてはならないと考えております。なお、てんたかくに関しては、ほとんどが1等米でした。

収量については、昨年は、出荷量が契約対比95パーセントでしたが、今年は、現在84パーセントですから、収量は低いようです。今年は、県内の平均反収が9俵を下回ったようなので、全体的に収量は低い傾向にあるようです。

若島委員

1等米比率の低下に関しては、刈取りの時期を9月15日中心としたことが悪かったのでしょうか。

酒井委員

農協では、9月10日から12日が刈取り適期と案内していたのですが、ちょうど12日から雨天となり全体的に刈取りが遅れてしまいました。

また刈取りが早かった方に関しても、等級が良い傾向にあるわけではないようです。

この刈取り時期に関しては、県下全体で決まった方針なのですが、適期だったのか議論の必要がありそうです。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第15回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、11月6日 火曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後3時30分）